

議題 2

資料 2

令和 4 年 3 月 17 日
多治見市空家等審議会

【報告事項】 令和 3 年度特定空家等に対する行政代執行実施の報告

1. 報告内容

令和 3 年度に、特定空家等 1 件に対し、法に基づき行政代執行による解体撤去を実施した旨を報告する。多治見市が法に基づく行政代執行を実施した初の事例である。

2. 対象特定空家等



所在地	多治見市大藪町
建築年	(個人に関する情報のため非公開)
用途	(個人に関する情報のため非公開)
構造	木造 2 階建、延床面積 84.46 m ² (土地面積 166.31 m ²)
状況	火災により全焼。そのままの状態放置され、屋根や壁面の多くが焼失し、焼け残った柱や梁がむき出しとなっていた。 令和元年 6 月、一部外壁が道路に落下。

3. 行政代執行までの経緯

(個人に関する情報のため非公開)

4. 実施した行政代執行の内容

- (1) 建築物の解体撤去
- (2) 浄化槽の清掃

なお、危険性や衛生的な影響の除去を目的としている為、基礎は残置している。



5. 行政代執行以後の対応について

(個人に関する情報のため非公開)